(c) 乗組員を伴う船舶（日本国の船籍を有する船舶を除く。）の賃貸（CPC七二一三）	(d) 船舶の保守及び修理（CPC八八六八＊＊）	(e) 押し船及び引き船のサービス（CPC七二二四）	(f) 引揚げその他の救助サービス、給水サービス、給油サービス及びごみ収集サービス（CPC七四五四＊＊、七四五九＊＊）	
SS	SS	SS	SS	
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 一定の規模を超える船舶の製造又は修理に利用するドック又は船台の設置又は拡張は、経済上の需要を考慮しなければならない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の目的となる登録、船舶の登録を目的とする登録社会の設立については、制限していない。ただし、日本国の船籍を有する船舶に関する日本国の船籍を取得するについては、日本国の船籍を有することが必要である。（注） 注　この分野において「国」とは、船舶を次のいずれかが所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律によって設立されたそれぞれ法人であって、その代表者の全員及び業務執行役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの
(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(3) (a) 日本国の船籍を有する船舶の目的となる登録、船舶の登録を目的とする登録社会の設立については、制限していない。ただし、日本国の船籍を有する船舶に関する日本国の船籍を取得するについては、日本国の船籍を有することが必要である。（注） 注　この分野において「国」とは、船舶を次のいずれかが所有しなければならないことをいう。 (a) 日本国籍を有する自然人 (b) 日本国の法律によって設立されたそれぞれ法人であって、その代表者の全員及び業務執行役員の三分の二以上が日本国籍を有するもの

(f) 水先サービス（CPC七四五二）	(f) 港湾及び水路の運営に係るサービス（貨物の取扱サービスを除く。）（CPC七四五二）	航行補助サービス（CPC七四五三）	海上貨物取扱サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈2に定めるもの	コンテナー・ステーション及びデポ・サービス（海上運送サービスへの補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈3に定めるもの	海上運送の代理店サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈4に定めるもの	海上貨物利用運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に関する注釈5に定めるもの	
SS			SS	SS	SS	SS	
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (4) 業務上の拠点が必要である。 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	
(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 約束しない。 (3) 約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (2) 制限しない。 (3) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。 (4) 事業の許可又は政府による登録は、相互主義に基づいて与えられ、又は行われる。	

海上運送サービス（補助的なサービスを含む。）の分野における特定の約束に係る表に関する注釈

道路運送サービス、鉄道運送サービス、内陸水路における運送サービス及び関連補助サービスの全てがこの特定の約束に係る表に含まれているわけではないという事実にかかわらず、複合運送の事業者（注1）は、貨物の内陸における取扱いのため、トラック、鉄道貨車若しくはしけ及びこれらの関連設備を賃借することができるか、又は複合運送の事業を行うため、合理的なかつ差別的でない条件（注2）で、これらの形態の複合運送にアクセスし、及びこれを利用することができる。

注1　「複合運送の事業者」とは、その名において、船荷証券、複合運送の書類又は物品の複合運送の契約を証明するその他の書類を発行し、かつ、当該契約により当該複合運送について責任を負う者をいう。